新潟県立新井高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1　組織的な対応に向けて

(1)　いじめ対策委員会

①　「いじめ対策委員会（校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、いじめ対策推進教員、スクールカウンセラー）」を組織し、恒常的に生徒理解について情報を共有し、いじめ問題の未然防止・早期発見に努める。

②　実施する取組

（ァ）未然防止対策

・いじめの未然防止に向けた学校作りに関する全体指導計画の立案

・全体指導計画の実施状況の把握と改善

・校内研修会の企画・立案

・要配慮生徒への支援方法決定　等

（ィ）早期発見対策と早期解決

・いじめの状況を把握するためのアンケートの複数回実施と結果の分析

・定期的な情報交換による生徒の状況の把握と情報の共有　等

・県教育委員会との連携

・関係機関との連携

・地域（児童委員、民生委員、県中央福祉相談センター、各地児童相談所等）との連携

（ウ）記録の保存

・情報の集約と記録

・記録やアンケートの５年間の保存

(2)　校内研修

①　いじめに関する全教職員対象の校内研修会を毎年2回以上実施する。

②　いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

2　いじめの未然防止に向けて

(1)　計画的な指導

- 学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を年１回以上実施し、速やかに結果に基づいた改善を図る。

(2)　いじめの起こらない学校づくり

- 全ての教科・科目の授業、特別活動、人権・同和教育など様々な教育活動の指導計画の中に、一人ひとりの生徒を尊重する指導を位置づける。

①　学級づくり及び学習指導の充実

イ）「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、自発的学びに向かう集団づくりに努める。

ロ）「わかる授業」「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人ひとりの実態に配慮した授業」を目指し、生徒が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

② 人権・同和教育の充実

イ）人間としての在り方・生き方に関する人権・同和教育を学校の教育活動全体を通じて行い、豊かな心を育み、人間としての生き方を自覚させ、生徒の倫理観を高める。

ロ）「生きるＶ」等を活用し、人としてしてはならないこと、すべきことを学び、人としてよりよく生きるための基盤となる価値観を育成する。

③ 特別活動の充実

イ）望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。

ロ）生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。

ハ）生徒会活動において、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を通して、校内でいじめ根絶を呼びかける運動など、生徒の主体的な活動を推進する。

④ 人権が守られた学校づくりの推進

イ）生徒一人ひとりが、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して指導する。

ロ）自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人ひとりが人権感覚を磨く。

ハ）いじめをさせないという人権に配慮した学級づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

⑤ 保護者・地域との連携

イ）ＰＴＡ総会等において、保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を促し、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。

ロ）学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

(3) 指導上の留意点

① 「いじめられる側にも問題がある」という認識は持たない。

② 発達障害を含む障害のある生徒に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

(4) ネットいじめへの対応

① 教科情報、家庭科やＬＨＲ等を活用し、生徒一人ひとりに対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。

イ）掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報を掲載しないこと。

ロ）ＳＮＳなどインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。

ハ）有害サイトにアクセスしないこと。

② 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。

３ いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

① 些細な兆候であっても、いじめではないかとの危機感をもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

② 日頃から、生徒の見守りや個人面談を実施し、生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

③ 外見的には遊びやけんかのように見える行為でも、見えない所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、生徒の感じる被害性に着目する。

④ いじめの疑いに関する情報があった時には、校長、教頭、いじめ対策推進教員で対応について第一次判断を行うとともに、緊急に「いじめ対策委員会」を開催し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を「いじめ対策委員会」において行う。

(2) 早期発見のための手立て

① 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。

② 「年次会」はもちろん、運営委員会および職員会議に、毎回「生徒理解」の協議題を設定するなど、気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

③ 生徒との面談や生徒・保護者・学級担任による三者面談等を通じて、教育相談週間を設定する。

④ 生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。

⑤ 生徒、保護者に学校以外の「いじめの相談・通報窓口」を周知することにより、相談しやすい体制を整える。

４ いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決のための認識

① いじめを受けたとされる生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、生徒の安全を確保する。

② いじめを行った生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許さない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

③ いじめを行った生徒のかかえるさまざまな問題についても積極的にかかわり、二度といじめを起こさないように自らの生き方を考えさせる。

④　いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、教員の指導によらずに良好な関係を再び築くことができた場合等については、柔軟に対処する。

(2)　早期解決のための対応

①　いじめを認知した場合は、「いじめ対策委員会」が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。

②　いじめを認知した場合は、県教育委員会に報告し、指導の方向性や、外部機関や専門家の活用について相談したりする等、緊密に連携する。

(3)　生徒・保護者への支援

①　いじめを受けているとされる生徒の保護者及びいじめを行っている生徒の保護者に対し、速やかに事実を適切な方法により報告し理解を求めるとともに情報を共有する。

②　双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

③　いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。

④　いじめを行った生徒がかかえる問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。

(4)　いじめが起きた集団（傍観していた生徒）への働きかけ

①　いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。

②　はやし立てたり傍観する行為は、本人の意図にかかわらず結果的にはいじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

③　自分でいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

(5)　ネットいじめへの対応

①　ネットいじめを発見した場合には、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、県教育委員会と連携しながらプロバイダ等に対して当該いじめに関わる情報の削除等を求める。

②　生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6)　警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(7)　解決後の継続的な指導・助言に向けて

①　単に被害者への謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。少なくとも３か月は、生徒の様子を含め

状況を組織として注視する。

② 双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

いじめ解決とは：

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

(2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

5 重大事態への対応

(1) 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

(2) 県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、学校組織を挙げて行う。

(3) 重大事態に係る調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。

(4) いじめを受けたとされる生徒やその保護者及びいじめを行った生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。

(5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

(6) 「いじめ対策委員会」を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて実践する。

平成26年 4月 1日　　制定
平成30年12月20日一部改訂
平成31年 4月26日一部改訂
令和 3年 4月 5日一部改訂
令和 4年 2月24日一部訂正
新潟県立新井高等学校

「いじめ」とは：

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。